

## 2014年9月議会 意見書の反対討論（要旨）

2014/10/3

まつざき真琴

私は、日本共産党県議団として、ただいま提案されました、意見書案のうち、自民党から提案されました『慰安婦問題』に関する適切な対応を求める意見書案」と、県民連合から提案されました「消費税10%実施の慎重な対応を求める意見書案」について、反対理由を述べ、討論いたします。

はじめに、『慰安婦問題』に関する適切な対応を求める意見書案』についてであります。本意見書案は、この間、韓国のみならず国際的な問題となっている日本軍「慰安婦」問題について、その国際的な批判の要因を「河野談話」の問題と、朝日新聞の報道の問題にあるとして、高校教科書の記述を改めることや国内、国際社会に向けての発信など、「適切」な対応を求める内容となっています。

私は、先ほどの3件の陳情の委員会審査結果に対する反対討論の中で、「河野談話」批判派の根本的な問題について、指摘しました。

本意見書案では、『河野談話』作成の過程に問題があることを政府が認めるに至った」とありますが、本年6月20日にまとめられた「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯」では、「河野談話」見直し派がもとめていた元「慰安婦」からの聞き取り調査の「検証」はできず、「日韓両政府の事前のすり合わせ」についても“最終的な談話は日本側が主体的に決定した”との見方を打ち出し、これを受け、政府が河野談話を見直しはしないと表明したものであり、意見書案の指摘は、全く当たっておりません。

また、朝日新聞の報道の問題では、先の討論で述べたとおり、日本軍「慰安婦」の存在や「慰安所」の存在を否定するものではありません。

本意見書案にあるように、この問題で「適切」な対応を求めるというのなら、国連の人権委員会、差別防止少数者保護小委員会、女性差別撤廃委員会、自由権規約委員会、社会権規約委員会などが日本政府に対してくりかえし行ってきた誠意ある対応を求める強い勧告に従って、被害者への謝罪・賠償、事実にあった歴史教育の実施など、この問題の解決にむけて力を尽くすべきであります。

本意見書を採択することは、歴史を偽造し、日本軍「慰安婦」問題という重大な戦争犯罪を犯した勢力を免罪することになると共に、女性に対する暴力や女性への差別を容認することになるものであり、断じて認められません。

以上の理由から、本意見書案に断固反対いたします。

次に、「消費税10%実施の慎重な対応を求める意見書案」についてであります。

本意見書案は、本年4月からの消費税8%への引き上げの影響について、GDPや個人消費の落ち込みを指摘しながらも、来年10月からの消費税10%の実施については、曖昧な

立場に終始し、状況によっては増税を容認する内容となっています。なぜ、明快に増税反対を主張できないのか、理解に苦しむものであります。

2012年8月、民主党・野田政権は、「社会保障と税の一体改革」と称して、消費税を2014年に8%、2015年に10%に増税する大増税法案を、民主・自民・公明の三党談合で、成立させました。同時に、関連法案として成立させた「社会保障制度改革推進法」は、憲法第25条を棚上げし、社会保障を変質・解体させ、社会保障に対する徹底した公費の削減と、財源を消費税に求めるという問題点を有しています。その内容として検討された要支援者の介護保険外しや受け皿のないままの特別養護老人ホームからの追い出し、利用料の倍化など改悪メニューの具体化は、6月に成立した安倍政権の「医療・介護総合促進法」に盛り込まれています。

本意見書案には「消費税増税の目的は、社会保障の安定・充実と財政健全化の同時達成であったはずだ。結局、税と社会保障の一体改革とは、消費税と社会保障切り捨て、国民負担増と大企業優遇の一体改革となってしまっている。」とありますが、そもそも社会保障費削減のルールは、先に述べたように、民主党政権時代に民主・自民・公明の三党談合の中で敷かれたものであり、当時、消費税増税と引きかえに「社会保障制度改革推進法」を受け入れた民主党の責任も大きく問われるものです。

しかしながら、このような消費税増税をめぐる過去の経緯はあったとしても、県民の生活実態と地域経済の現状を直視するならば、消費税の10%への増税は「慎重」どころか、断じて認められないことは明らかであります。

よって、消費税増税に明確に反対する意志を持たず、増税容認ともなりうる本意見書案に反対するものであります。

以上で討論を終わります。